

建築用製品の適合チェックリスト

すでに適用されている事項、建築パスに記載される事項、およびその委任法令で今後定められるべき事項——
確認事項として。

このチェックリストでカバーされている内容

**このチェックリストの性質について。 **現時点では、法令は成立しましたが、その実施に関する詳細はまだ決定されていません。新たな規制情報が公表され次第、このリストを更新いたします。

このチェックリストは、[建設製品向けのデジタル製品パスポートに関する当社の参考資料](#)の一部であり、業界全体を対象としたスケジュール、役割、必須データ、および公的文書を網羅しています。このページでは、その内容をパスポート自体および現時点でパスポートに関連して定められている義務に限定して紹介しています。

規則（EU）2024/3110は、2011年の建設製品規則に取って代わり、その第X章の第75条から第80条において、建設製品向けのデジタル製品パスポートを規定しました。これは同シリーズの中で唯一、施行日が定められていないパス制度であるため、本チェックリストは2つの観点に基づいています。1つは、現時点で既に遵守が義務付けられている事項（その内容は多岐にわたります）であり、もう1つは、関連法令が公布された時点でパスに求められる要件です。

残されているのは、これを具体的に明記することです。というのも、これがシステムの最大の部分だからです。第75条第1項は、委員会に対し、委任法規によって建築パスシステムを確立することを義務付けていますが、これに関する期限は定めていません。この法令では、誰がどの情報を閲覧でき、誰が情報を登録または更新できるか、サービス提供者に適用される要件、破産後もパスが有効に維持される仕組み、およびエコデザイン規則における識別子、データ媒体、デジタル証明、および登録簿に関する規則が、変更なしで適用されるのか、それともより詳細な形で適用されるのかについても規定しなければなりません（第75条第2項、第79条）。同法令の施行をもって初めて、第80条第1項に定められた2つの期限が開始されます。すなわち、システムが稼働可能になるまでの6か月、および製造業者への義務が課されるまでの18か月です。欧州委員会の独自のスケジュールでは、この法令の施行時期を2027年第2四半期と暫定的に設定しています。そのため、よく言及される2028年や2029年という年号が生まれています。これらはあくまで暫定的な日付に基づく試算であり、法的な確定事項ではありません。

未定なのは第76条第2項で、これにはすでに建築パスポートに記載される項目が列挙されています。このリストこそが、現在のチェックリストが役立つ理由です。そこに挙げられている各項目は、今日から作成できる文書またはデータセットだからです。括弧内の条項は、政令の条項です。

御社の製品に当てはまりますか？

該当する項目にチェックを入れてください。最初の記述は、経済主体としての義務があなたに適用されるかどうかを決定する「入り口」となるものであり、最も見落とされがちな点です。括弧内の条項は、[規則（EU）2024/3110](#)を参照しています。

- ☐ 当該製品が、調和化された技術仕様書の対象となっているか、あるいは欧州技術評価に基づきCEマークが付与されている場合のみ、本章に定める義務が貴社に適用されます（第20条第1項）。
- ☐ 当該製品が建築製品、すなわち、3Dプリント製品を含む成形品または非成形品の物理的物体、あるいは建築物に恒久的に組み込まれることを目的として市場に投入されたキットである場合（第3条第1号）。
- ☐ 3Dプリントで製造した場合であっても、EU域内でその製造業者として当該製品を市場に流通させる場合、同様の義務が適用されます（第22条第1項）。
- ☐ ご自身の名前またはブランド名で市場に流通させたり、製品を変更したり、別の用途を宣言したり、製造者の記載内容と異なる特性を主張したり、あるいは中古品や再生品を市場に流通させたりする場合：いずれの場合も、法的には製造者とみなされます（第26条第1項および第2項）。
- ☐ 第14条の条件に基づき、個別または受注生産で製造された場合、あるいは文化財保護のために製造された場合：その場合は、申告書の作成は不要であり、パスポートの提示も求められません（第14条、第76条第4項）。

すでに今日から適用されていること

パスポートには日付が記載されていませんが、そこに添付される書類には、たいいてい日付が記載されています。以下はすべて[規則（EU）2024/3110](#)に基づくものであり、後にパスポートに記載される内容となります。ある製品ファミリーについては、その調和化された技術仕様を義務付ける実施法令の施行から1年後に適用されます。まず、ご自身の製品ファミリーについてこの期限をご確認ください（第95条第9項）。記載されている項目にチェックを入れてください。

- ☐ 製品の種類を特定し、その性能について、義務付けられている主要な特性および宣言すべき特性との照合による評価を行わせる（第22条第1項）。
- ☐ 附属書Vの様式に従い、従来の性能宣言書と適合宣言書を1つの文書に統合した性能・適合宣言書を作成すること（第13条、第15条第1項）。
- ☐ 附属書IIに規定された特性について、欧州委員会が無料で提供するソフトウェアの最新版を用いて算出した、ライフサイクルを通じた環境性能を宣言すること。更新版は、公表から1年後に適用が義務付けられます（第15条第2項）。
- ☐ 2026年1月8日以降、附属書IIのaからdまでの項目を網羅し、2030年1月9日以降は附属書IIのeからmまでの項目を、2032年1月9日以降はnからsまでの項目を網羅すること（第15条第3項）。
- ☐ 第31条または必要に応じて第33条に基づくREACH情報を、宣言書とともに提供すること（第15条第6項）。

- ☐ 宣言された使用目的、性能および適合性の証拠、附属書IXのシステム、ならびに環境計算を明記した技術文書を作成すること（第22条第3項）。
- ☐ CEマーキングを、宣言が作成された製品にのみ表示し、また、その主要な構成部品にも表示すること（第17条、第22条第2項）。
- ☐ 製品に、製造業者固有の明確な製品タイプ識別コードおよび、存在する場合はロット番号またはシリアル番号を付与し、利用者が視認・判読できるようにすること（第22条第5項）。
- ☐ その使用に専門知識を必要とする製品については、*「業務用のみ」*と表示し、顧客が契約上の義務を負う前に、遠隔販売の場合も含め、当該表示を提示すること（第22条第5項）。
- ☐ 製品に、附属書IVに定める一般的な製品情報、取扱説明書、および安全情報を、加盟国が指定する言語で添付すること（第22条第6項）。
- ☐ 本章に定めるすべての文書および情報を、国内当局の要求に応じて提示できるよう10年間保管し、要請を受けてから10日以内に提出しなければなりません。ただし、パスポートを通じて入手可能な情報については、この義務は適用されません（第20条第4項）。
- ☐ 要請があった場合、供給元および供給先を、連絡先情報ならびに税務登録番号および商業登記番号とともに明示すること（第20条第3項）。

パスポートには何が記載されるのでしょうか

第76条第2項a号にはその内容がすでに列挙されているため、このパスポートは新たな文書というよりは、もともと作成している文書をまとめたものと言えます。各項目の下には、規則における参照箇所が記載されています。

- ☐ 性能および適合性宣言書、ならびに第15条第6項に基づくREACHに関する情報、および附属書Vに基づき添付された書類
第76条第2項a号i項
- ☐ 附属書IVに定める一般的な製品情報、取扱説明書、および安全情報
第76条第2項a号ii
- ☐ 簡易手続きにおいて要求される項目を含む技術文書
第76条第2項a号iii
- ☐ 当該製品ファミリーに対して環境ラベルの表示が求められている場合は、そのラベル
第76条第2項a号iv
- ☐ システムによって採用された識別規則に基づき付与される一意の識別子
第76条第2項a号v号
- ☐ 当該製品に適用されるその他のEU法に基づき要求される書類
第76条第2項a号vi
- ☐ 個別のパスが発行されている主要な構成部分のデータ媒体
第76条第2項a号vii

- ☐ 当該製品が第14条に基づき申告義務を免除されている場合は、一切不要です
第76条第4項

委任法規でまだ定める必要がある事項

これは、今日どの事業者も保証できない部分であり、また、そのような前提を何らかの形で盛り込んだ契約書に署名する前に確認すべき部分でもあります。第75条第2項には、法的文書で定めなければならない事項が列挙されており、それまでは以下の各項目はいずれも未定となっています。

- ☐ エコデザイン規則のパスにおいて、ビルディング・インフォメーション・モデリング（BIM）との相互運用性を損なうことなく、システムがどのように構築されているか
第75条第2項a号
- ☐ 第76条に定めるパスを実装・管理するために、システムにどのような機能が必要か
第75条第2項b号
- ☐ 経済事業者、顧客、解体業者、利用者、行政機関などの関係者のうち、どの関係者がどの情報にアクセスできるかについて、知的財産権、機密性の高い事業情報、および建築物の安全性を考慮した上で決定すること
第75条第2項c号
- ☐ どの関係者が情報を登録または更新することができ、またどの情報にアクセスできるか
第75条第2項d号
- ☐ 既存製品のパスポートを更新するための詳細
第75条第2項e号
- ☐ 破産、清算、または事業停止後もパスを利用可能な状態に維持するための手続き、およびサービス提供者による保全システム
第75条第2項f号
- ☐ 製品パスに関するサービス提供者への要件、および必要に応じて、その審査のための認証スキーム
第75条第2項g号
- ☐ 識別子、データ媒体、デジタル証明および登録簿に関するエコデザイン規則の規定が、変更なく適用されるか、あるいはより詳細な形式または異なる形式で適用されるか
第75条第2項h号、第79条
- ☐ 保存期間の枠組み：当該型式の製品が最後に市場に投入されてから25年を経過した時点でもシステムにアクセス可能であること、また、経済主体はパスポートを少なくとも10年間利用可能にしておくこと
第75条第2項i号
- ☐ 再利用および再加工のための情報がどのように利用可能な状態を維持されるか
第75条第2項j号

パスポートはどのように作られているべきか

第77条および第78条では、委任法令とは無関係に、パスポート・システムとしての要件がすでに定められています。これらは、すでに現在、すべてのプロバイダーに対して問われている事項であり、これらを満たせないシステムは、将来的に準拠できなくなるからです。

- ☐ 1つまたは複数のデータ媒体を介して、当該製品タイプに固有の恒久的な識別コードと関連付けられている
第77条第1項a号
- ☐ CEマークに添付されたデータ媒体を通じてアクセス可能であること
第77条第1項b号、第18条第2項g号
- ☐ 当該製品タイプおよびその固有識別コードに対応し、経済事業者、顧客、利用者および当局が無料でアクセスできるものであること
第76条第2項d号およびe号
- ☐ オープンスタンダードに基づき、機械可読、構造化され、検索可能かつプロバイダーに依存しない形で転送可能であること。ただし、添付の宣言書および技術文書については、ごく限られた技術的例外が認められます
第77条第1項d号
- ☐ アクセスレベルに応じて段階的に区分され、営業秘密および知的財産が保護されていること
第76条第2項f号、第78条f号およびg号
- ☐ 技術的、意味論的、組織的な観点から、他のパスポートと完全に相互運用可能であること
第78条a項
- ☐ 破産、清算、またはEU域内での事業停止後も、当該法令で規定される保全システムを通じて利用可能
第78条e項
- ☐ 当該データについて、当該サービス提供の範囲を超えて販売または再利用してはならない事業者またはサービス提供者によって保存および処理されること
第78条d項
- ☐ 真正性、信頼性および完全性を有し、不正を防止するよう設計・運用されていること
第78条h項およびi項
- ☐ エンドユーザーの明示的な同意がない限り、エンドユーザーの個人データを含んではならない
第77条第1項e号

期限

建設製品に関して適用される日付は、同規則の「適用条項」、「経過措置条項」、および「適合条項」に規定されています。委任法令以降の内容は、すべて絶対的なものではなく相対的なものであり、その旨が明記されています。

2025年1月7日

● 改正された条例が施行されます

2024年11月27日付の規則（EU）2024/3110は、2024年12月18日付の官報への掲載から20日目に発効します。第Iのブロックは直ちに適用され、これには定義、標準化に関する規則、および附属書I、II、III、IV、VII、IX、Xが含まれます（第96条）。

2026年1月8日

● 新しい規則は適用されます

規則（EU）第305/2011号は、この日から廃止されますが、2040年1月8日まで引き続き有効となる、列挙された一連の規定は除きます（第94条）。これ以降、性能宣言書および適合宣言書は、附属書IIのaからdまでの項に規定される主要な環境特性について記載しなければなりません（第15条第3項a号）。

2026年7月20日

● EUパスポート登録システムが稼働しています

エコデザイン規則によって設立された中央登録簿は、実施規則（EU）2026/1778に基づき運用されています。その適用範囲には、同規則第76条の対象となる建築製品がすでに明記されており、したがって、この登録制度は建築システムに先行して存在しています。

2026年12月8日

● 加盟国は、自国が課した制裁措置を報告します

当該日までに、加盟国は、制裁に関する規定およびその実施措置を欧州委員会に報告しなければなりません。制裁は、実効性があり、比例原則に合致し、かつ抑止力を持つものでなければなりません。その水準については、各国が独自に決定します（第92条）。

2027年1月8日

● 制裁が適用されます

第92条が効力を生じます（第96条）。EU全域で統一されているのは金額ではなく、その結果であり、市場監視により製品の提供が停止される可能性があるからです。

2027年第2四半期（予定）

● パスポートに関する委任法が発表される見込みです

欧州委員会の独自の「製品パス」スケジュールでは、建築製品に関する委任法規の制定を今四半期に予定しており、このスケジュールはあくまで目安であるとされています。規則自体には具体的な日付は定められておらず、第75条第1項では、欧州委員会がこれを制定すると規定されているのみです。

法令の公布から6ヶ月後

● システムは稼働可能な状態である必要があります

委任法規の施行から6か月後には、建設パスシステムは完全に運用可能となり、第76条に定める機能を含め、その目的を達成していなければなりません（第80条第1項）。製造業者は、それ以前より任意で本システムを利用することができます。

当該法令の公布から18
か月後

● 製造者の義務は適用されます

当該法令の施行から18か月後、製造業者は、建設パスシステムを通じて、第18条第2項g号に定めるデータ媒体と併せて、パスを提供しなければなりません（第22条第7項、第80条第1項）。この規定のみが、パスポートの提出を義務付けています。

2030年1月9日

● その他の環境特性について解説します

附属書IIのeからmまでの項目は、性能および適合性宣言に追加され、nからsまでの項目は2032年1月9日に適用されます（第15条第3項）。それまでは、当該宣言は、気候変動への影響から土地利用の影響に至るまで、環境プロファイルの全範囲を網羅するものです。

2040年1月8日

● 旧条例はついに廃止されます

2026年以降も存続する規則（EU）第305/2011号の規定は、廃止されます（第94条）。それまでは、2つの規制体系が並存することになります。そのため、製品の関連書類は、誰の過失でもないにもかかわらず、長年にわたり様式が統一されていない状態となる可能性があります。

出典

このチェックリストの出典となっている文書と、それぞれの用途について。

文書	目的
規則（EU）2024/3110	規則の本文：第X章、第75条から第80条（パスポートに関する規定）、第13条から第15条および附属書V（宣言に関する規定）、第22条（製造業者に関する規定）、附属書II（環境特性に関する規定）。
規則（EU）第305/2011号	以前の規則は、2026年1月8日より廃止されますが、2040年1月8日まで有効な、列挙された一連の規定は例外となります。
2026年～2029年の第1次CPR作業計画	標準化作業の順序を定めたこの通知により、お客様の製品群がいつ調和化された技術仕様を取得する見込みかが示されます。
規則（EU）2024/1781（ESPR）	建築システムが構築されるべき枠組みです。識別子および登録に関する第12条および第13条は、建築関連法令に別段の定めがない限り適用されます。また、ウェブポータルに関する第14条は、いずれにせよ適用されます。
実施規則（EU）2026/1778	中央登録簿の運用方法についてです。その適用範囲には、すでに第76条の対象となる建設製品が明記されています。

文書	目的
欧州委員会のDPPページ	建築製品に関する2027年第2四半期（暫定）を含む公式のロードマップ、および日程変更情報が最初に掲載される場所です。
欧州委員会の建設製品規則に関するページ	改正規則および準備中の法令に関する欧州委員会の概要です。

準備の方法はこちらです

効果が現れる順に並べた6つのステップです。いずれも委任法令に依存するものではなく、まさにその点こそが、今こそ取り組む価値がある理由です。

1. **パスポートではなく、宣言書の作成に注力する**：性能および適合性宣言書はパスの最初の項目であり、いずれにせよ提出期限が迫っています**。****附属書Vの様式に従い、附属書IIの要件を満たす形でこれを正しく作成することが、準備作業の大部分を占めます。**
2. ****環境計算の準備を行う**：****附属書IIのaからdまでの項目は2026年1月から適用が義務付けられており、欧州委員会のソフトウェア更新は公表から1年後に義務化されます。期限をカレンダーに記入しておきましょう。古いバージョンに基づいて算出した宣言書は、もはや最新の情報とは言えません。**
3. ****製品タイプコードとロット番号の外部への開示**：****第22条第5項では、メーカー固有の製品タイプ識別コードと、ロット番号またはシリアル番号の記載が求められています。ほとんどの生産システムでは、これまでに工場外へこれらの情報を公開したことがありませんでしたが、これこそが実際の統合作業となります。**
4. ****製品ファミリーごとのレベルを決定する**：****セメント、コンクリート、骨材は出荷ごとに異なるため、製品タイプに固定されたパスポートだけでは不十分です。どのファミリーをどのロットごとに公開するかを、今すぐ決定してください。**
5. **少数の製品タイプを用いたパイロット実施**：**無料で登録し、建設製品インポートテンプレートを使用し、実際のタイプをいくつか、その説明や環境指標とともに作成してください。法令でまだ規定されていないフィールドは、何も制限することなく空欄のままにしておきます。**
6. ****供給業者に第75条第2項の質問を行う**：****アクセスレベル、更新権限、破産後のデータ保全、および25年間の有効期間の4点が、法令によって決定される事項です。当社の**供給業者チェックリスト**では、これらを文書で質問できる形式にまとめています。**

10.09.2026 時点。このチェックリストの最新版：<https://transpareo.com/ja/ye-jie/jian-she/jian-she-zi-cai-falsetietukurisuto>